

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

ご入学にあたり、下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。

これらの団体等は、学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて、有意義で安全な学生生活を送ることができるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては、加入者が一括して納入できるよう、各団体等からの委任に基づき、山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き、取りまとめることとしております。

つきましては、各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上、原則として入学手続き時の案内に沿い所定の方法で納入くださいますようお願い申し上げます。

【各団体の趣旨説明書】

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/index.php?cID=6029>



団体名等	金額	備考
学生教育研究災害傷害保険料	4,660円	学研災（4年間） 2,300円 （通学特約） 1,000円 付帯賠償（Aコース） 1,360円
山形大学校友会費	10,000円	生涯会費
英語力強化経費	5,990円	
山形大学小白川サークル会費	8,000円	
ふすま同窓会費	20,000円	終身会費
理学部後援会費	24,000円	会費
***	***	***
合計	72,650円	[311]

* 「払込取扱票」を用いた納入の場合は、通信欄に必要事項を記入し、最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

* 払込みの確認や納入後のお問い合わせのために、領収書等の支払ったことを証明するものは必ず保管くださいますようお願いいたします。

各団体の趣旨説明書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、合格者用ホームページよりダウンロードいただける保険のご案内は必ず保管願います。

なお、生活面をサポートする保険（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学生生活総合保険」等）は任意加入となっておりますので、ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

<問い合わせ先>山形大学エンrollment・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学校友会

山形大学校友会は、学生の学業・課外活動への助成と各キャンパス間の交流活動を支援し、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的に、平成18年12月に設立されました。会長は学長で、各学部の同窓会や後援会と連携を図りながら、学生の修学・課外活動・就職活動はじめ様々な事業を支援しています。校友会のホームページで様々な情報の発信を行っていますが、その他にもメールマガジンや会報等も利用して情報提供しております。コロナ禍で対面での交流が難しかったことを受けて“山形大学に係る全ての方が繋がる”ための「山形大学交流プラットフォーム」も開設しております。皆さま、ぜひご覧ください。



山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先> 山形大学校友会事務局

TEL : 0 2 3 (6 2 8) 4 8 6 7



英語力強化経費（TOEIC IP テスト受験料相当額及び e-learning 教材相当額）

本学基盤共通教育においては、個々の学生の英語力や学習到達度を把握し、英語力強化を図るため、TOEIC を活用しています。TOEIC は、就職活動の際に英語能力の判断基準として用いられるなど、広く社会で活用されている英語能力診断テストであり、本学ではその中でも TOEIC IP テスト(団体特別受験制度)を利用しています。

本学で実施する TOEIC IP テストは、英語の授業（必修）の一環として1年次学生全員に受験していただくもので、その受験料相当額を個人負担としております。

また、日々の英語学習のサポートと TOEIC IP テスト対策のため、自学自習システムとして Reallyenglish 社の e-learning 英語教材を導入しており、そのライセンス料相当額を個人負担としております。

つきましては、英語力強化経費として、上述の個人負担分 5,990 円を納入いただきますようお願いいたします。

<p><問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部 教務課学士課程基盤教育担当 TEL：023（628）4832</p>
--

山形大学小白川サークル会

本学では、小白川キャンパスに学ぶ全学生が会員となり「山形大学小白川サークル会」を組織しております。

本会は、サークル活動を通じて自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の向上発展を期するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とするものであり、原則として全員加入としております。

つきましては、本会活動の趣旨をご理解いただき、加入いただきますようご案内申し上げます。

<p><問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部 学生支援課学生支援担当 TEL：023（628）4122</p>
--

ふすま同窓会

ふすま同窓会は、旧制山形高等学校（1920年創立）を母体として発足し、山形大学文理学部・人文学部を経て現在の人文社会科学部並びに理学部に引き継がれてきました。2020年には、100年を迎えた皆さんの同窓会です。卒業生、在学生及び現旧教職員約26,000名をもって組織しています。「ふすま」の名称は、山形県の名峰、鳥海山に咲く高山植物チヨウカイフスマを校章としたことに由来します。

同窓会の目的及び事業については、別添会則のとおりであり、会員相互の連携及び親睦を図るとともに、母校の発展に寄与するため学生支援等の諸事業を、会員の皆様との連携のもとに実施しています。

新入生の皆様には、その趣旨にご賛同の上、学生会員として入会いただきますようご案内申し上げますとともに、入学手続きの際に終年会費を納入いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>ふすま同窓会事務局

TEL：023（633）9927



ふすま同窓会HP



ふすま同窓会FB

ふすま同窓会会則

第1条 本会は、ふすま同窓会と称する。

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 山形高等学校、山形大学文理学部・人文学部・人文社会科学部・理学部の卒業生、山形大学大学院社会文化システム研究科・社会文化創造研究科・理学研究科・理工学研究科（理学部関係に限る。）の修了生及び前記学部等に在学した者で常任理事会で認められた者
 - (2) 特別会員 山形高等学校、山形大学文理学部教養部の旧職員、人文学部・人文社会科学部・理学部の現職員及び旧職員
 - (3) 学生会員 山形大学人文学部・人文社会科学部・理学部及び山形大学大学院社会文化創造研究科・理工学研究科（理学部関係に限る。）の在学生（既に正会員である者を除く）
- 2 学生会員は、卒業又は修了したときに正会員となる。

第3条 本会は、会員相互の連携及び親睦を図り、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携及び親睦に関する事業
- (2) 会報の発行に関する事業
- (3) 会員名簿の発行に関する事業
- (4) 母校の発展に寄与する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任理事 35名以内
- (4) 理 事 各学年 2名以内
- (5) 監 事 2名

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 常任理事及び理事は、会務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

第7条 会長及び副会長は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 常任理事、理事及び監事は、正会員の推薦により総会の議を経て会長が委嘱する。ただし、常任理事には、人文社会科学部長及び理学部長が推薦する者（各1名）を含める。
- 3 役員の内任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第8条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は総会において推挙する。

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の改正
- (4) その他重要事項

3 総会の議決は、出席した正会員の過半数による。なお、学生会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

4 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって組織し、常任理事会は会長、副会長及び常任理事をもって組織する。

5 理事会は必要に応じ開催し、本会の会務に関する事項を決定する。ただし、理事会は、常任理事会をもって代えることができる。

6 理事会及び常任理事会は、構成員の2分1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

7 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長を置く。

2 事務局に事務局次長及び職員を置くことができる。

3 事務局長、事務局次長及び職員は、会長が任命する。

4 事務局長は、事務局の運営を統括し、事務局次長はこれを補佐する。

5 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておくものとする。

- ①会則 ②会員名簿 ③役員名簿 ④議事録
- ⑤収入・支出証拠書類 ⑥財産台帳
- ⑦会費徴収台帳 ⑧寄付台帳
- ⑨その他必要な帳簿類

第11条 事務局に、本会の会務を円滑に遂行するため、必要に応じて部又は委員会を置くことができる。

2 部又は委員会の長は、会長が委嘱する。

第12条 事務局の運営にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

第13条 本会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をもって行う。

第14条 会員は、年度会費又は終身会費を納付するものとし、終身会費を納付した者は、以後、年度会費の納付を要さない。

2 学生会員は、入学の際に終身会費を納付するものとする。

3 既納の会費は返還しない。ただし、学生会員が納付した終身会費については、大学を退学した場合でかつ学生会員から返還請求があった場合に返還する。

第15条 本会の財産は会長が管理し、管理方法は常任理事会の議に基づき、会長が別に定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の本部は、ふすま同窓会館（山形市東原町1丁目9番4号）に置く。

第18条 本会会員の多数居住する地域又は職域に支部を置くことができる。

附 則（平成24年5月19日改正）

1 正会員の年度会費は、2,000円とする。

2 終身会費は、20,000円とする。

3 平成23年度及び平成24年度の入学生の納付した入会金は、終身会費とみなす。

4 平成23年度前の入学生が納付した入会金及び年度会費の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

本会則は、平成24年12月25日に改正し同日より施行する。

附 則

本会則は、平成25年5月18日に改正し同日より施行する。

附 則

本会則は、平成29年5月13日に改正し同日より施行する

附 則

本会則は、令和2年4月25日に改正し同日より施行する

附 則

本会則は、令和6年5月18日に改正し同日より施行する

山形大学理学部後援会

理学部後援会は、別添会則のとおり理学部及び大学院理工学研究科の発展と充実を後援する目的で組織された父母等の団体です。その事業は、父母等の皆様の中から役員に就任いただき、父母等の皆様と綿密な連絡のもとに立案されます。

教育、厚生及び体育等各般についての意見や希望を拝聴しながら、大学当局との連絡・調整の上に運営されており、原則として全員加入をお願いしています。

つきましては、ご子弟の入学にあたり、父母等の皆様を会員としてお迎えすることになりますので、何卒その趣旨にご賛同の上、会員としてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<p><問い合わせ先>山形大学小白川キャンパス事務部 総務課総務担当（理学部） TEL：023（628）4502</p>
--

○山形大学理学部後援会会則

改正 平成23年4月1日一部改正

平成24年8月3日一部改正

平成27年7月24日一部改正

平成29年2月9日

平成30年7月13日

平成31年3月4日

令和3年3月26日

令和5年7月4日

第1章 総則

第1条 本会は、山形大学理学部後援会と称し、事務所を理学部内に置く。

第2条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

(1) 正会員 理学部及び大学院理工学研究科(理学系)の学生の保護者又は保証人(以下「保護者等」という。)

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

第3条 本会は、理学部(大学院理工学研究科(理学系)を含む。本条及び次条において同じ。)と保護者等との連絡を緊密にするとともに、理学部の教育活動を援助し、もって大学教育の理想達成に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

(1) 理学部と保護者等との連絡

(2) 理学部教育事業の援助

(3) 課外活動の援助

(4) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第2章 役員及び任務

第5条 本会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 理事 10人以内(ただし、会長が特に必要と認めた場合は、10人を超えることができるものとする。)

(4) 監事 2人

(5) 幹事 1人

(6) 書記 若干人

第6条 役員を選出は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会長は、理事会において会員の中から推挙する。

- (2) 副会長、理事及び監事は、会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 幹事は、小白川キャンパス事務部総務課長を会長が委嘱する。
- (4) 書記は、小白川キャンパス事務部総務課職員及び学務課職員の中から会長が委嘱する。

2 前項第2号の理事は、理学部及び大学院理工学研究科博士前期課程の各学年の正会員の中から各1名を含めるものとする。

第7条 役員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の重要案件を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 幹事は、事務を処理する。
- (6) 書記は、幹事の命を受けて事務を処理する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理学部長、その他適任者を理事会において推挙する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、本会事業の遂行について、各般の意見を述べる。

第9条 役員の任期は4年を超えない範囲とする。ただし、重任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 機関

第10条 本会に審議決定機関として、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第11条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 会務の報告
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) 会長の推挙に関すること。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

第12条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第13条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及び雑収入をもって充てる。

2 会費は、次のとおりとし、入学の際全納するものとする。

保護者等の区分	会費
理学部学生(編入学学生を除く。)	24,000円
編入学学生	12,000円
大学院理工学研究科博士前期課程学生	12,000円
大学院理工学研究科博士後期課程学生	12,000円

3 納入した会費は、いかなる事由によっても返金しない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会に次に掲げる簿冊を備える。

- (1) 会員及び役員名簿
- (2) 議事録
- (3) 会計簿

附 則

この会則は、昭和44年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和46年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和49年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和52年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和54年4月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和56年4月13日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和57年4月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和59年5月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和62年3月11日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成3年3月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成6年3月4日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成8年2月19日から施行する。

附 則

- 1 この改正会則は、平成11年6月8日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 大学院理学研究科は、改正後の山形大学理学部後援会会則第2条第1項1号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日一部改正)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月3日一部改正)

この会則は、平成24年8月3日から施行する。

附 則(平成27年7月24日一部改正)

この会則は、平成27年7月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月9日)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月13日)

この会則は、平成30年7月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月4日)

この会則は、平成31年3月4日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和3年3月26日)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月4日)

この会則は、令和6年4月1日から施行する。